

## 資料 3

いわき市指定障害福祉サービスの事業等  
の人員、設備及び運営に関する基準等を定  
める条例等の改正について



いわき市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正について

## 1 改正の趣旨

平成 24 年 6 月に成立した、いわゆる「障害者総合支援法」の一部が 26 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令」が公布され、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等の関係省令の一部が改正されることから、本市の条例等について所要の改正を行うものです。

## 2 主な改正内容

### (1) 重度訪問介護の対象者の拡大

従来、肢体不自由者のみであった重度訪問介護の対象者に、「重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を必要とするもの」が追加されます。

これにより、現行の重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害者・精神障害者が新たに利用できるようになります。

### (2) 共同生活介護の共同生活援助への一元化等

#### ① 共同生活介護の共同生活援助への一元化

障害の程度に関わらず、共同生活を行う住居でのケアが柔軟に行えるよう、共同生活介護を共同生活援助に統合し、障がい者の地域生活の基盤となる住まいの場の確保を促進させるもの。共同生活援助への一元化に当たっては、個々の利用者の状態像及び多様なニーズに対応した柔軟かつ多様なサービス提供が可能となるように、各種の運用上の見直しを図ります。

#### ② サテライト型住居の創設

共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応えるため、「本体住居」（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、入居定員を1人とする「サテライト型住居」が創設されます。

#### ③ 外部サービス利用型共同生活援助の創設

共同生活介護を共同生活援助に一元化することに伴い、共同生活援助

事業者はアレンジメント（手配）のみを行ない、外部の居宅介護事業者に介護の提供を委託する「外部サービス利用型共同生活援助」が創設されます。

**【共同生活援助の指定基準について】**

(1) 人員に関する基準

- ・ 介護サービス包括型については、現行の指定共同生活介護と同様の基準とする。
- ・ 外部サービス利用型については、現行と同様の基準とした上で、世話人の配置基準を「6：1以上」に引き上げます。

ただし、外部サービス利用型とみなされるものについては、当分の間経過措置を設けます。

(2) 設備・運営に関する基準

- ・ 介護サービス包括型については、基本的に現行と同様の基準とします。
- ・ 外部サービス利用型については、以下に示す「受託居宅介護サービス」に係るものを除き、基本的に指定共同生活援助の規定を準用します。
  - a 利用者に対して内容及び手続きの説明及び同意を得る事項に、受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、事業者及び事業所の名称を追加。
  - b 外部サービス利用型事業者に、適切に受託居宅介護サービスが提供されるよう措置を講ずる義務を課す。
  - c 運営規程における規定すべき事項に、受託居宅介護サービス事業者及び事業所の名称及び所在地を追加。
  - d 外部サービス利用型事業所の事業開始の際には、受託居宅介護サービス事業者への委託手続きに係る規定を追加。

**【サテライト型住居に関する基準】**

(1) 人員に関する基準

- ・ 事業所の利用定員にはサテライト型住居の入居定員を含み、本体住居の入居定員にはサテライト型住居の定員を含まないものとします。

(2) 設備・運営に関する基準

- ・ サテライト型住居には、日常生活を営む上で必要な設備を設けることとします。
- ・ サテライト型住居の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43 平方メートル以上とします。

※ 経過措置

現行のグループホームについては「外部サービス利用型」、ケアホーム（一体型のグループホーム・ケアホームを含む。）については「介護サービス包括型」とみなすための経過措置を規定します。

### (3) 「障害支援区分」の創設

従来の「障害程度区分」については、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）の状態を適正に反映していないことの指摘があったこと等を踏まえて、平成 26 年 4 月 1 日から整備法の一部が施行されることに伴い、「障害程度区分」が、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改められます。

#### 【障害支援区分への見直しの内容】

##### 1. 新判定式（コンピュータ判定式）の構築

###### ① コンピュータ判定式の見直し

現行の二次判定により近い一次判定が全国一律で可能となるよう、コンピュータ判定式の抜本的な見直し。

###### ② 警告コードの廃止

一部の組み合わせだけでは障害の特性か、入力ミスかを判断することは困難なため、警告コードを廃止。

##### 2. 認定調査項目の見直し（106 項目→ 80 項目）

###### ① 調査項目の追加 [6 項目]

現行の調査項目では評価が難しい知的障害者や精神障害者の特性をより反映するため、調査項目を追加。

###### ② 調査項目の統合 [14 項目→ 7 項目]、削除 [25 項目]

評価が重複する調査項目を統合するとともに、他の調査項目や医師意見書で評価できる項目を削除。

###### ③ 選択肢の統一

「身体介助」「日常生活」「行動障害」に係る各調査項目の選択肢を統一。

###### ④ 評価方法の見直し

できたりできなかつたりする場合、「より頻回な状況」から「できない状況」に判断基準を見直し。

###### ⑤ その他（認定調査項目以外の活用）

医師意見書の一部項目を、コンピュータ判定で直接評価。

